

平成22年度 生活習慣病対策健診・保健指導に関する企画・運営・技術研修(計画編)

Ⅶ. 特定健診・特定保健指導の研修企画・評価

～研修ガイドライン・研修データベースについて～

平成22年5月18日

厚生労働省健康局総務課
保健指導室

特定健診・特定保健指導における主な「研修」

◆リーダー育成研修

- ・国立保健医療科学院等の中央レベルにて、都道府県・医療保険者・関係団体の研修担当者（都道府県レベルで実施する研修の指導的立場となる者）に実施。

◆実践者育成研修プログラム（一定の研修）

- ・特定健診・特定保健指導を実際に行う医師・保健師・管理栄養士等の質の維持・向上のための研修。
- ・リーダー育成研修を受講した者が、研修を企画。

◆食生活改善指導・運動指導担当者研修

- ・看護師・栄養士等に対し、食生活の改善指導・運動指導に関して「専門的知識を有すると認められる者」になるための必須要件である研修。

〔平成20年3月10日付 健発第0310007号・保発第0310001号
厚生労働省健康局・保険局長通知 「特定健康診査及び特定保健指導の実施について」〕

「健診・保健指導の研修ガイドライン(確定版)」

1. 「健診・保健指導研修ガイドライン(確定版)」の位置づけ

『メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の
資質向上推進事業の実施について』

平成19年8月13日付 健発第0813001号 厚生労働省健康局長通知(抄)

- ◆「効果的・効率的な健診・保健指導を実施するためには、これらに従事する者の質の向上を図ることが重要である」

【事業実施要綱(事業の内容)】

- ①健診・保健指導の研修ガイドラインの策定 ←研修ガイドラインの位置づけ！
- ②国による研修の実施(リーダー育成研修) ←本研修！
- ③都道府県及び医療保険者、関係団体による研修の実施 ←本講義のテーマ！
- ④研修情報の提供

国立保健医療科学院ホームページにて、都道府県等及び医療保険者、関係団体等の当該研修のスケジュール、内容等の情報提供を目的として掲載

「健診・保健指導の研修ガイドライン(確定版)」

2. 研修目的

- ◆医療制度改革における施策目標

『生活習慣病有病者・予備群を25%減少させる』

→目標達成のためには、保健指導を確実に実施することが重要。

- ①医療保険者が健診・保健指導事業を適切に企画・立案・評価する。
- ②医師・保健師・管理栄養士等が保健指導を的確に実施する。

生活習慣病対策を効果的に推進できる人材を育成

「健診・保健指導の研修ガイドライン(確定版)」

3. 研修の対象者

- ①医療保険者に所属
 - ②市町村衛生部門等
 - ③民間事業者等
- 医師・保健師・管理栄養士・事務職等

4. 研修の実施機関と対象

◆都道府県

対象：①市町村衛生部門等、③民間事業者等

◆各都道府県の国民健康保険団体連合会・健康保険組合等

対象：②医療保険者等に所属する健診・保健指導者

◆日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等の都道府県支部

対象：主に各団体の会員

「健診・保健指導の研修ガイドライン(確定版)」

5. 指導者育成体制

- ◆都道府県・医療保険者・関係団体の研修担当者は、都道府県レベルで実施する研修の指導的立場となる。

※「指導的立場」とは、研修を企画・実施し、また講師となる。

⇒上記の者への研修は国立保健医療科学院等の中央レベルにて実施。（リーダー育成研修）

「健診・保健指導の研修ガイドライン(確定版)」

6. 研修において習得すべき能力

教育方法：講義のみでなく、演習（シミュレーション・ロールプレイ・グループワーク・ピアレビュー・事例検討・体験学習等）を活用。

① 健診・保健指導事業の企画・立案・評価能力

- 1) 医療関連データ等を分析し、優先課題を選定
- 2) 目標設定ができ、事業計画を立案
- 3) 健診・保健指導に関する社会資源を活用した実施体制の構築
- 4) 事業等の効果を評価でき、評価結果を改善に繋げる

② 行動変容に繋がる保健指導ができる能力

- 1) 健診結果から身体変化や生活習慣との関連を説明
- 2) 行動変容ステージ、ライフスタイル等から対象者をアセスメント
- 3) 対象者の健康観を尊重しつつ、対象者の前向きな自己決定を促す支援
- 4) 集団的支援（グループワーク等）
- 5) 継続的なフォローアップ
- 6) 保健指導の評価から、効果的な保健指導方法を創意工夫

「健診・保健指導の研修ガイドライン(確定版)」

6. 研修において習得すべき能力

③ 個別生活習慣に関して指導できる能力

- 1) 日常生活全体に関する指導技術
- 2) 食生活に関する指導技術
- 3) 身体活動・運動に関する指導技術
- 4) たばこ・アルコールに関する指導技術

④ 適切な学習教材を選定、開発できる能力

- 1) 科学的根拠に基づいた適切な教材を選定でき、必要に応じて教材を開発
- 2) 対象者の理解度に合わせた効果的な学習教材を選定でき、教材を改善・開発

「健診・保健指導の研修ガイドライン(確定版)」

7. 研修を担当する者

- ① 医師・保健師・管理栄養士で、特定健診・保健指導について国立保健医療科学院等の中央レベルのリーダー育成研修を受講した者。
- ② 医師・保健師・管理栄養士としての一定の経験があり、特定健診・保健指導の専門的知識及び技術をもつ者。

◆研修の企画・実施 : ①・②の要件を共に満たす者

◆研修を担当する講師 : ①・②のいずれかの要件を満たす者

「健診・保健指導の研修ガイドライン(確定版)」

7. 研修を担当する者

◆『健診・保健指導の研修ガイドラインQ&A』

平成19年10月15日付 厚生労働省健康局総務課保健指導室長 事務連絡

・研修を担当する者（事務職について）

→企画者・講師ともに、原則として、医師・保健師・管理栄養士が実施することが望ましい。

中央レベルのリーダー育成研修を受講した者の中には事務職も含まれており、研修の企画・講師（計画・評価編等）ともに実施することは可能。

「健診・保健指導の研修ガイドライン(確定版)」

8. 研修内容

◆医師・保健師・管理栄養士等に行う実践者育成研修プログラム

「健診・保健指導の研修ガイドライン
(確定版)」V参照

1. 基礎編 : 135分 (3単位)
2. 計画・評価編 : 360分 (8単位)
3. 技術編 : 405分 (9単位)

V 医師、保健師、管理栄養士等に行う実践者育成研修プログラム

分野	学習内容	時間	教育方法
1. 基礎編	1) 健診・保健指導の理念	135分 (3単位)	・講義 ・演習 ・通信及びレポート
	2) 保健指導対象者の選定と層別化		
	3) 保健指導(概論) 保健指導の基本的事項(「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」の概要)		
	4) 保健指導(各論) 保健指導の特徴(身体活動・運動、食生活、たばこ、アルコール)		
	5) ポピュレーションアプローチとの連動		
2. 計画・評価編	1) 健診・保健指導事業の計画策定(演習による各種データ分析を含む)	360分 (8単位)	・講義 ・演習
	2) 健診・保健指導事業の評価(演習を含む)		
	3)アウトソーシングの進め方		
3. 技術編	1) メタボリックシンドロームの概念 健診結果と身体変化・生活習慣の関連	135分 (3単位)	・講義 ・演習
	2) 行動変容に関する理論		
	3) 生活習慣改善につなげるためのアセスメント・行動計画		
	4) 「情報提供」、「動機づけ支援」、「積極的支援」の内容		
	5) 生活習慣予防に関する保健指導 ・身体活動・運動に関する保健指導 ・食生活に関する保健指導 ・たばこ・アルコールに関する保健指導 ・歯の健康に関する保健指導	135分 (3単位)	・講義 ・演習
	6) 1)～5)を踏まえた保健指導の展開(演習)	90分 (2単位)	・講義 ・演習
	7) 保健指導の評価	45分 (1単位)	・講義 ・演習
合 計		900分 (20単位)	

「健診・保健指導の研修ガイドライン(確定版)」

8. 研修内容

◆研修企画者が、研修の目的・対象者等から研修内容を設定することが望ましい。

- ①医療保険者の医師・保健師・管理栄養士等は、基礎編、計画・評価編、技術編を受講。
- ②医療保険者ではない医師・保健師・管理栄養士等は、基礎編・技術編を受講。
- ③運動指導・産業栄養指導・産業保健指導担当者は、基礎編、技術編を受講。
(※運動指導士・事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく)
- ④事務職は、基礎編、計画・評価編を受講。

◆特定健診・保健指導は医学・看護学・栄養学等の実践及び研究の蓄積により、科学的根拠が示されていくもの。

- 研修も医学等の進歩に併せて、内容を変更していくことが必要。
- 研修は5年ごとの受講が望ましい。

「健診・保健指導の研修ガイドライン(確定版)」

9. 修了証の交付

- ◆『メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の資質向上推進事業の実施について』

平成19年8月13日付 健発第0813001号
厚生労働省健康局長通知（抄）

- ①研修プログラム名・分野名を記載
- ②受講者の出席状況により、出席状況が不良な者には、交付しない。
- ③修了者に関する記録、研修会の実施に関する記録は適切に保管。
 - 1) 修了者名簿：名前・職種・所属等
 - 2) 研修開催要項：目的・内容・企画・立案名
 - 3) その他

修了証（例）

第〇〇〇号
修 了 証
氏名 生年月日
平成 年度〇〇〇〇研修会において、所定の課程を修了したことを証する。
研修種類： _____
<small>なお、本研修は、メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の資質向上推進事業実施要綱（厚生労働省健康局）に定める研修の内容を満したものである。</small>
平成 年 月 日 主催者 印

「健診・保健指導の研修ガイドライン(確定版)」

10. 研修の評価

- ◆研修は「生活習慣病対策を効果的に推進できる人材を育成（目的）」し、効果的な健診・保健指導の質を担保するために実施するもの。

⇒評価については健診・保健指導事業の企画・立案・評価を実施する者と、保健指導を実践する者の**技術の維持・向上が重要**。

⇒そのため、①研修プログラムの組み方、期間、講師の選定、教育方法など研修そのものに対する評価と、②研修受講者の実践能力の向上に関する評価が考えられる。

①・②両者の評価を行い、研修の改善につなげる。

※評価等の際には、保健指導技術高度化支援事業（都道府県向けの国庫補助金）を活用して実施することが望ましい。

「健診・保健指導の研修ガイドライン(確定版)」

10. 研修の評価

次の①・②両者の評価を行い、研修の改善につなげる。

①研修プログラム自体への評価(プロセス評価)

研修プログラムの組み方・期間・講師の選定・教育方法等について

- 1) 評価の時期：研修実施中から実施後
- 2) 評価方法：①受講者による評価 ②主催者による評価
 - ◆研修項目ごとに、各項目や内容の適切さ、講師、教材の質を評価
(受講者による評価では「自覚的理解度」もプラス)
 - ◆全体的な運営等の評価

「健診・保健指導の研修ガイドライン(確定版)」

10. 研修の評価

②研修受講者の能力取得評価(到達度・指導実践実績評価)

研修受講者の実践能力の向上に関する評価について

- 1) 評価の時期：研修実施前・研修実施直後及び3ヶ月～1年後
- 2) 評価方法
 - ◆受講者の知識・技術の向上について、同じ評価表を用いて評価し、変化を確認する。(研修実施前・研修実施直後及び3ヶ月～1年後)
 - ◆保健指導の実践に関する実績評価
受講者が行った保健指導対象者の行動変容状況・体重減少などについて評価する。(3ヶ月～1年後)

「健診・保健指導の研修ガイドライン(確定版)」

11. 研修の計画・方法

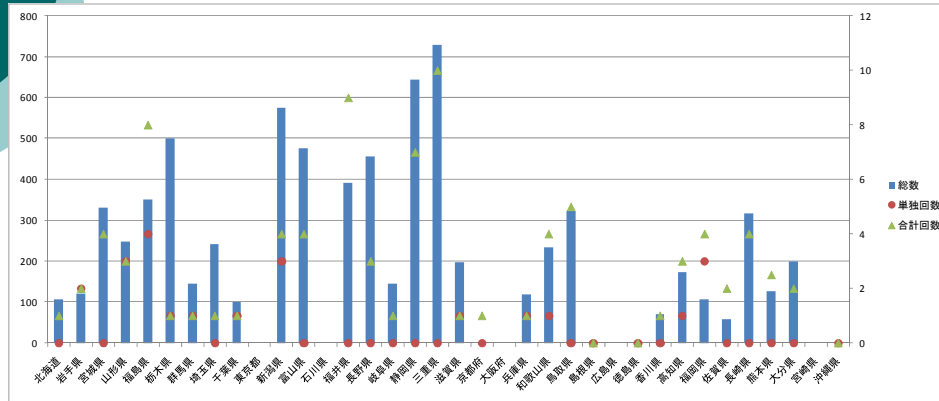
受講生の状況に応じて、研修を立案・作成する

- ◆保健指導技術高度化支援事業
→事業内容：実態調査・研修事業の企画・立案・評価等

- ◆国民健康保険団体連合会との共催による実施

研修実績（実践者育成研修）

1. 都道府県別（参加延人数の総数、単独開催数、単独・共催開催の合計数）

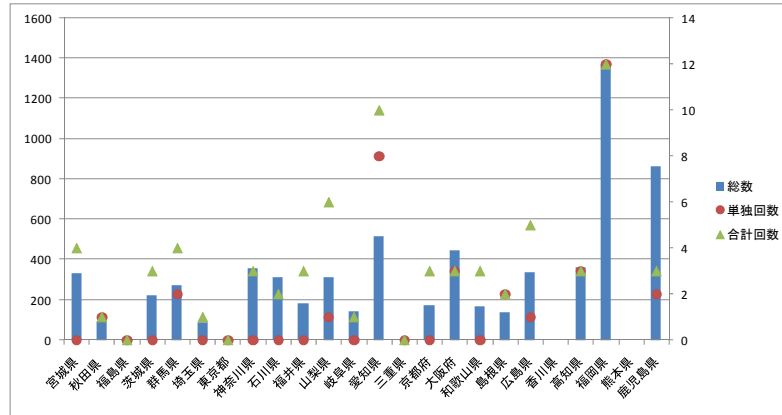


※回答のないところは空欄

研修実績（実践者育成研修）

2. 保険者協議会別

（参加延人数の総数、単独開催数、単独・共催開催の合計数）

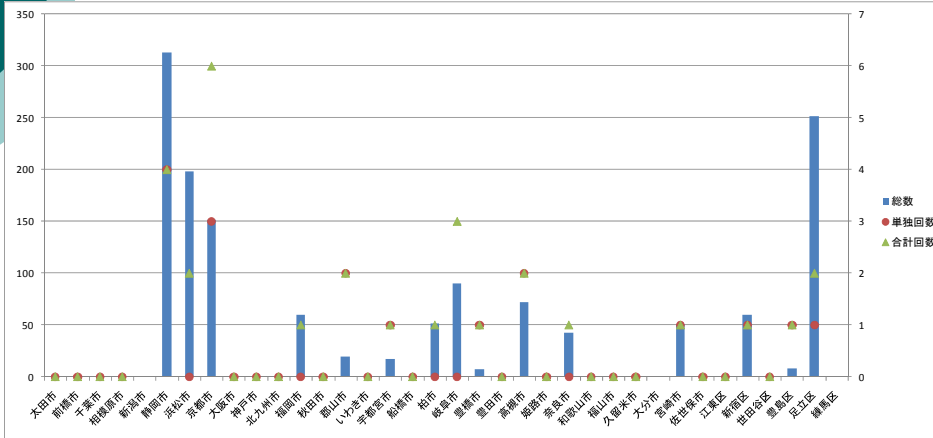


※回答のないところは空欄。

研修実績（実践者育成研修）

3. 市区別

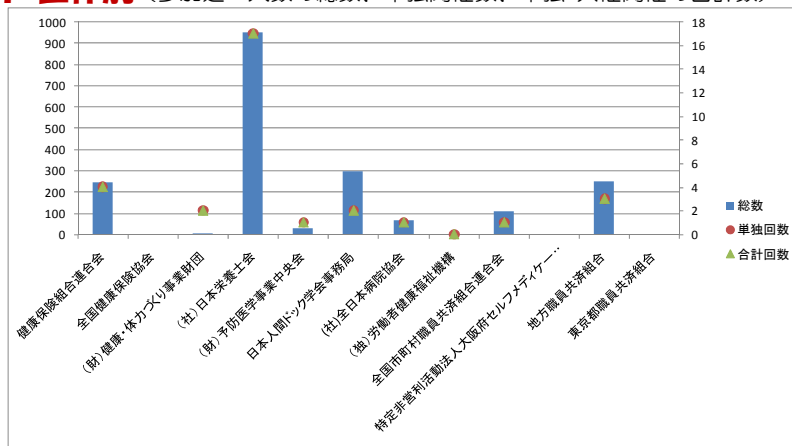
（参加延人数の総数、単独開催数、単独・共催開催の合計数）



※回答のないところは空欄。

研修実績（実践者育成研修）

4. 団体別（参加延べ人数の総数、単独開催数、単独・共催開催の合計数）

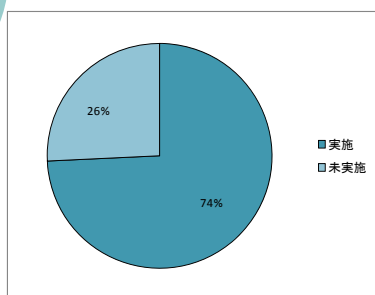


※回答のないところは空欄。

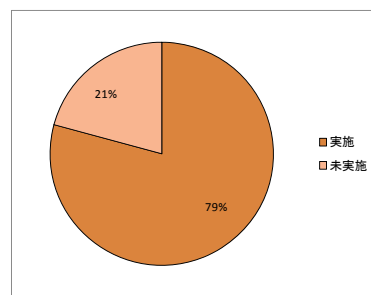
研修実績（実践者育成研修）

5. 実施状況と未実施の理由

【平成21年度実績】



【平成22年度予定】



【平成22年度未実施理由】

- スキルアップのための研修、アウトソーシング先への研修等を企画している
- 県や保険者協議会の研修に参加
- 実施する体制が整っていない、検討中 等

研修データベースの活用について

国立保健医療科学院

「特定健康診査・特定保健指導に関するデータベース」

- ◆「特定健康診査機関・特定保健指導機関データベース」
→アウトソーシング先となる健診・保健指導機関情報について掲載
- ◆「特定健康診査・特定保健指導に関する研修情報データベース
(一定の研修に関するデータベース)」
→実践者育成研修の情報を掲載(過去の履歴も掲載)
※平成19年8月13日付 健発第0813001号 厚生労働省健康局長通知「メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の資質向上推進事業の実施について」(別添) 2-(4)
- ◆「特定健康診査・特定保健指導に関する研修情報データベース
(食生活改善指導・運動指導担当者研修に関する研修情報データベース)」
→実践的指導実施者基準別表に定める研修(食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識を有すると認められる者)
※平成20年3月10日付 健発第0310007号・保発第0310001号 厚生労働省健康局・保険局長通知「特定健康診査及び特定保健指導の実施について」第三-2-(3)-①

研修データベースの活用について

国立保健医療科学院

「特定健康診査・特定保健指導に関するデータベース」

【研修情報データベースの目的と意義】

- ①研修を実施する団体や当該研修の実施スケジュール・内容等の情報を提供。
- ②研修を主催する研修企画者は、主催する研修の情報をホームページで提供可能。
- ③研修受講者は、ホームページを閲覧することにより、必要な研修情報を取得可能。

☆国立保健医療科学院 研修データベースアドレス
<http://www.niph.go.jp/wadai/kenshin/index.html>